## 生産緑地の指定に関する手続き

1 T	No. D. ( Lo Edv	1
	個別相談 ————————————————————————————————————	J
2	生産緑地指定希望申出	【提出書類】 ①生産緑地地区指定希望申出書(認印) ②土地登記簿謄本(全部事項) ③位置図(指定希望区域を示す図面) ④耕作証明願(農業委員会が発行)
3	審査	
4	指定に関する同意	【提出書類】 ①生産緑地地区指定同意書(実印) ②印鑑証明
5	都市計画の案の作成	※6月末までに申出があったもの
		-
6	大阪府知事に協議	]
-		-
7	都市計画の案の公告・縦覧	]
8	高石市都市計画審議会	※毎年10~11月頃に開催
-		
9	都市計画の決定(告示・縦覧)	
1		
10	生産緑地の管理	

※色の付いている項目は、所有者様にしていただく必要のあるものです。